

（目的）

第1条 この規程は、私立学校法第37条第3項、第4項及び学校法人福岡女学院寄附行為第8条に基づき、学校法人福岡女学院（以下「学院」という。）における監事監査の基準を明確にすることにより、教育・研究の向上と学院の健全な発展及び社会的信頼の保持に努めることを目的とする。

（監事の義務）

第2条 監事は、公正普遍的な立場で適切に監査を実施するとともに、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 監事は、監査を遂行するにあたり、理事及び教職員との意思疎通を図り、業務の実態を把握するなど、必要な情報の収集に努めなければならない。

3 監事は、監査対象部門等に対し直接指揮命令をしてはならない。

（会議への出席）

第3条 監事は、業務又は財産の状況について理事会に出席し意見を述べることができる。

2 監事は、常任理事会のほか、理事長が必要と認めた会議等に出席し意見を述べるることができる。

（監事会）

第4条 監事は、必要に応じて監事会を開催することができる。

2 監事会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。

(1) 監査方針、計画及び方法

(2) 監査結果の報告内容

(3) その他監査に関する事項

3 監事会は、必要に応じて監事以外の者に出席を求めることができる。

（監査の種類）

第5条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。

（業務監査）

第6条 監事は、学院の業務及び理事の業務執行状況が法令並びに寄附行為及びその他諸規則に準拠して適正に執行されているかを検証するため、業務監査を実施する。

2 監事は、業務監査を実施するにあたり、次に掲げる視点を踏まえるものとする。

(1) 学院の業務及び理事の業務執行状況（教育・研究活動を含む）が建学の理念及びビジョン・中期計画に沿って行われていること。

(2) 情報公開が適切に推進されていること。

(3) その他、監査において必要と判断されること。

(会計監査)

第7条 監事は、学院の財産の状況について、会計業務が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及び福岡女学院経理規程（1973（昭和48）年10月19日）に準拠し、予算制度に基づき執行されているかを検証するため、次に掲げるとおり期中及び期末において会計監査を実施する。

(1) 期中会計監査においては、内部統制組織の信頼性を検証し、試査による監査を実施し、取引記録等の妥当性を監査する。

(2) 期末会計監査においては、期末の財政状態並びに予算管理を含めた資金収支及び事業活動収支の妥当性を監査する。

(監査の方法)

第8条 監査の方法は、書面監査及び実地監査により行う。

(監査計画)

第9条 監事は、毎会計年度初めに監査の実施に関する計画（以下「監査計画」という。）を策定し、理事長に提出しなければならない。

2 監事は、監査計画の変更及び臨時監査を必要と認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査報告書の作成)

第10条 監事は、監査の結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経て監査報告書を作成する。

2 監事は、前項の監査報告書を当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しなければならない。

(監査後の措置)

第11条 理事長は、監査報告書に改善を要する事項があると認めるときは、速やかに改善の措置を講じなければならない。

2 監事は、理事長に対して監査報告書に記載した事項の措置状況等について、口頭又は文書による報告を求めることができる。

(他の監査との連携)

第12条 監事は、的確な監査を実施するため、監査人（私立学校振興助成法（昭和50年7月11日法律第61号）第14条第3項の規定に基づく監査を委嘱している公認会計士又は監査法人）及び監査室との連携を密にし、相互の情報交換を図るものとする。

(所管部署)

第13条 この規程に関する事務は、監査室の所管とする。

(改廃手続)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 1

この規程は、2018（平30）年5月25日から施行する。

附 則 2

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。